

解散存続厚生年金基金から中退共制度への移行のお知らせ

(解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付概要)

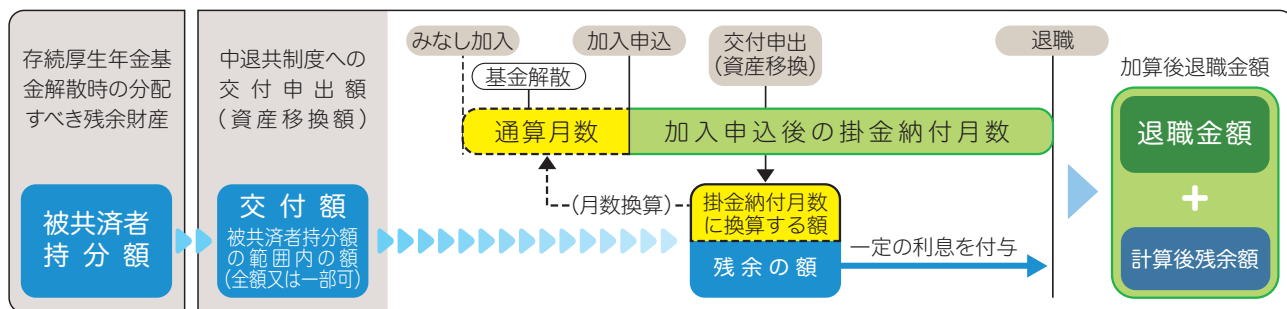
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行（平成26年4月1日）に伴い、中小企業における退職給付を維持する観点から、法施行後に解散する存続厚生年金基金（以下「存続厚年基金」といいます。）の設立事業所の事業主が、中小企業退職金共済法（以下「中退法」といいます。）第2条に規定する中小企業者である場合には、解散存続厚年基金から中小企業退職金共済（以下「中退共」といいます。）制度への残余財産の移換が可能となりました。

施行日以後に解散した存続厚年基金は、規約で定めるところにより、その設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を中退共制度の被共済者として退職金共済契約を締結した場合、又は解散する前から引き続き締結している場合には、当該被共済者である解散基金加入員に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額（以下「交付額」といいます。）の交付（移行）を独立行政法人勤労者退職金共済機構に申し出ることができます。

〈存続厚年基金を解散した時点で、中退共制度に加入していない被共済者の交付の場合〉

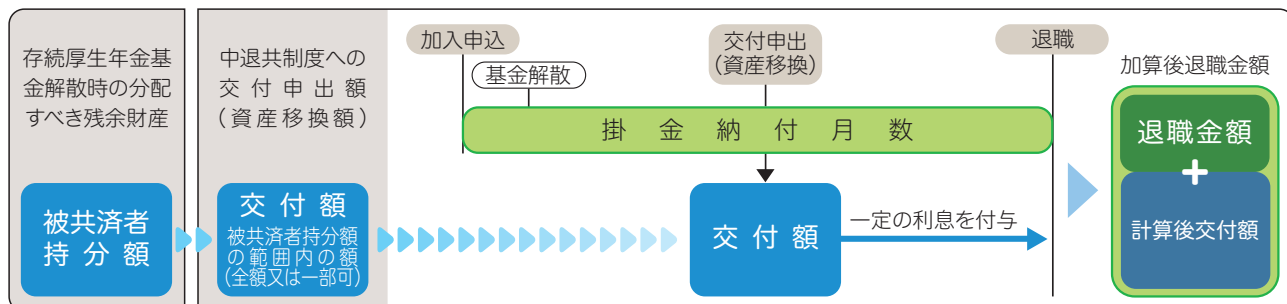
交付額を中退共制度加入申込時の掛金月額等を基に月数に換算し、当該月数分掛金を納付したものととして通算します。ただし、存続厚年基金の加入員であった期間の月数を限度とします。

交付額のうち掛金納付月数に換算できない額（残余の額）は、一定の利息を付与して、中退法第10条の規定により算定した額に加算します。



〈存続厚年基金を解散した時点で、既に中退共制度に加入している被共済者の交付の場合〉

交付額に一定の利息を付与して、中退法第10条の規定により算定した額に加算します。



解散存続厚年基金から移行申出時における留意点

〈新規加入掛金助成について〉

法施行日以後、新たに退職金共済契約を締結する事業主は、加入申込時に解散存続厚年基金から交付（移行）申出を希望した場合、新規加入掛金助成の対象にはなりません。

なお、加入申込時に解散存続厚年基金から交付申出を希望した後、共済契約者（事業主）の都合により交付申出を行わなかった場合でも、遡って新規加入掛金助成の対象にはなりません。

〈過去勤務期間の通算の申出について〉

法施行日以後であって存続厚年基金を解散した後、新たに退職金共済契約を締結する事業主は、加入申込時に解散存続厚年基金から交付（移行）申出を希望した場合、解散存続厚年基金の交付額を交付する被共済者（従業員）については、過去勤務期間の通算の申出をすることができません。

〈交付（移行）後の退職金額について〉

- ① 存続厚年基金を解散した後に退職金共済契約を締結した被共済者（従業員）であって、解散存続厚年基金から交付額が交付された被共済者の退職金は、中退法第 10 条に規定する掛金月額と掛金納付月数（加入後の掛金納付月数に解散存続厚年基金から交付に伴い通算された掛金納付月数を加算した合計。）によって計算された退職金額に、残余の額に一定の利息を付与した計算後残余額を加算して得た額が退職金額（加算後退職金額）となります。
- ② 存続厚年基金を解散する前から退職金共済契約を締結している被共済者（従業員）であって、解散存続厚年基金から交付額が交付された被共済者の退職金は、中退法第 10 条に規定する掛金月額と掛金納付月数によって計算された退職金額に、交付額に一定の利息を付与した計算後交付額を加算して得た額が退職金額（加算後退職金額）となります。

〈その他の留意点について〉

解散存続厚年基金から中退共制度への交付（移行）申出にあたっては、以下についても留意ください。

- ① 交付申出は、中退共制度の被共済者（従業員）に限られておりますので、事前又は交付申出と同時に当該従業員の加入申込が必要となります。
なお、中退共制度は従業員全員を加入させることが原則とされていますので、交付申出をしない従業員であっても、併せて加入申込することになります（試用期間中の従業員や短時間労働者等は除外することができます。）。
- ② 中退共制度の被共済者は事業主と使用従属関係がある従業員となっており、専任役員等は加入申込できません。
- ③ 交付申出は、上乗せ資産のみとなります（代行資産を交付申出することはできません。）。
なお、交付申出時点で既に事業所を退職している被共済者（従業員）については、交付申出することができません。
- ④ 交付申出は、解散存続厚年基金が当機構に申し出ることとされていますので、交付申出に関する事項等は、加入している存続厚年基金又は加入していた解散存続厚年基金にご相談ください。

